

# 現場説明書

- 1 工事名称 出水総合医療センター南館3階改修工事  
2 工事場所 出水市明神町520番地 出水総合医療センター  
3 工事内容

名称	当該工事	別途工事
1 建築工事	○	
2 給排水設備工事	○	
3 電気設備工事	○	
4 空調設備工事	○	
5 昇降機設備工事		○
6 家具、カーテン、ブラインド		○
7 外柵工事		○
8 その他設計図書及び現場説明 に示す範囲	○	
9 防水工事		○
10 外構工事		○

- 4 工事期間 着手 契約時  
完成 令和2年6月5日又は 日間
- 5 支払条件 出水市病院事業会計規程による。契約金額300万円以上の工事にあつては、契約金額の10分の4を越えない範囲内に限り、前払金の支払いを請求することができる。
- 6 質疑回答 質疑事項がある場合は、文書にて契約担当課へ問い合わせること。
- 7 設計図書
- (1) 添付資料の設計内訳書は参考資料であり、入札に際しては設計図面により見積り、参加すること。
- (2) 工事実績情報の登録については、契約締結後速やかに行うこと。(500万円以上)  
火災保険等については、契約後速やかに加入し、保険期間は工期後14日とする。
- (3) 工事による騒音・振動・粉じん・排水・電波障害・交通などの問題が生じぬよう事前に関係機関と協議を行い、必要な対策を講じること。なお、問題が生じた場合は工事の受注者がその処理・解決に当たり、それに要する費用はすべて受注者の負担とする。
- (4) 工事の施工に際し、設計図書と工事現場が一致しない箇所等を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知すること。
- (5) 敷地境界の確認及び近隣建築物・公共施設(道路等)等の現況を事前調査し、

後日紛争等の無いよう留意すること。万一、紛争が生じた場合は、受注者が処理・解決に当たり、これに要する費用は受注者の負担とする。

- (6) 工事に用いる仮設電力、工事に用いる水、工事に用いる電話、工事に用いる事務所は改廃を含み全て受注者負担とする。また、本設切替後より引渡しまでの基本料金及び使用料金についても受注者の負担とする。
- (7) 落札者は仮設配置計画書を作成し、監督職員に提出し、承認を得ること。  
なお、実施工程表と毎月月末毎の工事月報を翌月7日までに提出すること。
- (8) 本工事は、着工に先立ち、施工計画書、建設廃棄物処理計画書、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を必要に応じて作成し監督職員の承諾を受けること。
- (9) 建設廃材の処分については「廃棄物の処理および清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づいて行うこと。
- (10) 工事に使用する資材については、市内（市内に無いものにあつては県内）で産出、生産製造されたもの（市（県）産資材）の優先使用に努めること。
- (11) 工事の一部を下請けに付する場合は、出水市内に本社又は主たる営業所を有する者を使用するよう努めること。
- (12) 本工事については、工事に着手する前に担当課と工事内容 日程について十分協議を行うこと。また、利用状況に合わせた施工を行うこと。
- (13) 現場代理人、監理技術者又は主任技術者は、現場において腕の見やすいところに腕章を着用すること。腕章の様子は、監督職員と協議するものとする。
- (14) 敷地内での工事車両の通行については安全管理を徹底し、特に使用中の時間帯については、通行制限等の配慮をすること。
- (15) 工事のイメージアップに努めること。
- (16) 敷地外に現場事務所を設ける場合は、徒歩にて速やかに現場に戻ることが可能な位置とし、土地や建物の所有者へは事務所の使用方法について細かく説明を行うとともに、返却方法（返却予定時期、補修の必要性及びその範囲）についても事前に協議を行うこと。
- (17) 「行政機関の休日に関する法律」に定める行政機関の休日の作業については発注者の承諾を受けることとし、事前に近隣住民へ周知すること。  
なお、特別な理由がない限り日曜、祝日の作業は行ってはならない。
- (18) 夜間工事は行わないこと。
- (19) 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の普及徹底について
  - ア 建設業者は、特殊法人・建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合（以下「組合」という。）に加入するとともに、その建退共の対象となる労務者について、証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付すること。
  - イ 工事を受注した建設業者は、組合の発注者用掛金収納書を契約締結後、工程表と共に提出すること。
  - ウ 建設業者が、下請け契約を締結する際は、下請け業者に対してこの制度の趣旨を説明し、必要な建退共の証紙を現物交付すること。
  - エ 下請け業者の規模が小さく、管理事務の処理の面で、万全で無い場合は元請

業者に組合加入手続き及び組合関係事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者は、積極的に受託するようにすること。

オ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」である旨の標識を現場に掲示すること。再資源の使用に努めること。

工事を下請けさせた場合は、下請契約締結後速やかに施工体制台帳を提出すること。また、内容に変更があった場合も同様に提出すること。

- (20) 設計図書、契約書の写し、各工事標準仕様書、工程表、施工図、承諾図、工事写真、施工見本、日報、月報、その他監督職員の指示するものを現場に常備すること。
- (21) 本工事は、工事の全部又はその主たる部分については、自ら施工を行うこと。
  - ア 主たる部分の一部を下請負に付する場合は、該当する工事の着手前までに書面により提出すること。
  - イ 本工事の大部分について、一業者の下請人による施工とならないよう努めること。
- (22) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上のものとする。
- (23) 足場設置期間は、足場内への工事関係者以外の立入禁止措置をすること。  
また、足場の転倒防止措置を徹底すること。
- (24) 資材置場はカラーコーン等で区画し、飛散防止養生を行うこと。
- (25) その他

#### ア 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(6)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

- (1) それぞれの工事の当初請負代金額が、3,500万円未満であること
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること
- (3) 兼任できる工事は2件
- (4) 兼任する工事は、工事現場間が直線距離で11km未満であること。
- (5) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等にあたること

#### イ 手続き

現場代理人の兼任を行う場合は、現場代理人の兼任（変更）申請書を提出し、発注者の承認を得たのち必要に応じ、現場代理人等変更通知書により、発注者に通知すること。なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を

得ること。

ウ 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。